

島根原発3号機稼働阻止へ

党県議団が県政懇談会

日本共産党県議団は5月15日、松江市で県政懇談会を開きました。中国電力が原子力規制委員会への適合性確認審査申請をめざす島根原発3号機の新規稼働を阻止するたにかい



や来春の県知事選などについて民主団体、労組などと意見交換。(写真)尾村利成県議は、中電が県と松江市に対し、3号機の「事前了解願いを申し入れると指摘し、「議会内外でのたたかいを強め、3号機の新規稼働を必ずストップさせよう」と呼びかけました。

大國陽介県議は、4月9日に発生した県西部地震での党の取り組みにふれ、被災者生活再建支援金の対象に「一部損

壊(上限40万円)が新たに盛り込まれるなど住民要求が実現したことを紹介しました。

青 9条改憲ストップ、原発ゼロを
民 宣伝・署名行動に取り組み

民青同盟県委員会は「安倍改憲ノ13千万署名」と合わせて、民青署委が独自に作成した「原発ゼロ署名」に取り組みんでいます。

5月20日にはJR出雲市駅前で行い、26日には松江市の商店街前で宣伝・署名行動し、日本共産党の尾村利成県議が参加しました。(写真)



吉井安見委員長は「世論の約7割が原発ゼロを望んでいます。暮らしを脅かす、危険な原発をなくす署名にご協力を」と呼びかけました。

異常国会の打開に全力

4月27日。歴史的な南北首脳会談で、韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩委員長が笑顔で手をとり合い、互いに軍事境界線を越えたあの生中継を、私

も強い感動で見守りました。

20年ほど前に訪ねた38度線。あの悲しい分断と対立の象徴だった大音量スピーカーは撤去され、北朝鮮は核実験場の5月中の廃棄を発表したのです。

存在理由、米軍と一体に海外で武力を行使しようとする安保法制・戦争法、憲法改悪の暴走を根本から問い直しています。

今こそ憲法9条をい



小池書記局長を迎えた演説会 5月20日、福岡県直方市

絶対には戦争にしない、軍拡の悪循環をやめ、拉致問題の解決を含め北東アジア全体の平和をつくり出す主体的な日本外交への転換を強く求めます。

それにしても情けないのが安倍政権です。これほどワソにまみれ、恥を知らない政権がかつてあったでしょう。異常国会の打開に全力をあげます。

熱血・弁護士
にひ
仁比 そのへいの
Hot レポート

この劇的な動きは、在日米軍と安保条約の政治家の責務です。

証しながら必ず実らせる。それが現代の政治家の責務です。

(5月7日付)



「働き方改革」一括法案の強行採決阻止を訴える集会(日本労働弁護団主催)に参加 5月22日、日比谷野外音楽堂

原発のない安全・安心の島根を 県政の使命は「命と安全を守る」こと

中国電力は5月22日、島根原発3号機の新規稼働に向けて「3号機における新規基準への適合性確認審査に係る事前了解願いを島根県と松江市に申し入れました。今後、県においては、県原子力安全顧問会議(6月6日午前10時~)、県原子力安全対策協議会(6月6日午後2時~サンラポーむらくも。一般傍聴可)の開催、県議会総務委員会への中電の参考人招致(6月14日午後1時30分~)が行われます。

「原発ゼロ」こそ、県民の命と安全を守る確かな道

福島原発事故から7年が経過しましたが、事故原因はいまだ未解明です。福島では、今も5万人を超える人々が避難生活を強いられています。原発事故は生存権、財産権、居住権、幸福追求権など基本的人権を奪いました。福島事故から学ぶべき教訓は「原発と人類は共存できない」ということです。

「事前了解」は3号機の新規稼働をねらうもの

原発推進勢力は、適合性確認審査申請と原発稼働は別という詭弁を弄していますが、これは現実を見ない空論にほかなりません。中電の清水希茂社長は「抜本的な経営基盤の回復、経営の安定化には原発の稼働が不可欠」と強調し、早期の2号機再稼働、3号機新規稼働に並々ならぬ決意を表明しています。

この度の事前了解は、明らかに3号機の新規稼働をねらうものであり、適合性確認審査申請は原発稼働への一歩・プロセスであることは明白です。

安全な原発などはありません

不正・不祥事続きの中電に対し、県民からは「原発を運転する資格はない」「中電は信用できない」との批判の声があがっています。実効ある避難計画は未策定であり、使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物の処理方法は未確立です。核燃料サイクルは破綻しています。県政の最大の使命は「県民の命と安全を守る」こと一県として原発からの撤退を決断すべきです。

【申し入れ項目】

- ① 島根原発2号機の再稼働はもとより、3号機の新規稼働は認めず、県として「原発ゼロ」を決断すること。3号機の「適合性確認審査申請」の事前了解願いを了承しないこと。
- ② 周辺自治体が求めている原発立地自治体並みの安全協定(立ち入り調査権、原子炉停止要求権)締結に向けて、安全協定第12条(※)の「適切措置要求権」を発動するなど、県として積極的なイニシアチブを発揮すること。
- ③ 中国電力に対して、活断層評価や基準地震動、周辺自治体との立地自治体並みの安全協定締結について、丁寧なる住民説明会を開催するよう要請すること。

※安全協定第12条(適切な措置の要求)とは——「島根県及び松江市は、……周辺住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対して、……適切な措置(原子炉の停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。」と規定。

⇒党県議団は、第12条を踏まえ、立地自治体並みの安全協定を周辺自治体と中電が締結するように、「県として中電に対し、適切な措置(協定締結)を求めるべき」と主張してきました。